

事業概略書

日常生活支援住居施設における
個別支援計画の策定状況に関する調査事業

一般社団法人 居住支援全国ネットワーク (報告書A 4版 231頁)

事業目的

日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況を明らかにし、さらに、入所判定ツールと個別支援計画の関連性及び課題を調査することにより、日常生活支援住居施設で提供される支援の質を担保すること。

事業概要

本事業では、日常生活支援住居施設で策定される個別支援計画の実態を明らかにすることを目的として、3つの調査をおこなった。

- (1) 日常生活支援住居施設を運営している事業者を対象とした調査(第1分科会調査)
- (2) 福祉事務所を対象とした調査(第2分科会調査)
- (3) ABIT活用調査(第3分科会調査)

事業を実施するにあたり、日常生活支援住居施設個別支援計画調査運営委員会(以下、運営委員会)を組織し、本調査事業の全体の方向性等を決めるとともに、調査の設計・分析・考察についても検討、実施した。調査ごとに分科会を組織し、調査票や報告書の準備等を行った。

(1) 日常生活支援住居施設を運営している事業者を対象とした調査【別冊報告書第2章】

① アンケート調査

2段階の構成とし、まず第1段階として厚生労働省社会・援護局保護課から各都道府県等の日常生活支援住居施設担当部署に対し、管内の日常生活支援住居施設運営事業者に向けた調査協力を依頼してもらい、協力を得ることができた運営事業者に対して第2段階として調査票を送付した。17法人からアンケート回答45施設分を得て、白紙回答の3施設を除く42施設分の回答分析をおこなった。

② 個別支援計画の写しの収集

日常生活支援住居施設運営事業者を対象とした調査票の回答とあわせて、42施設から個人情報を除いた個別支援計画の写し324件を得て、分析をおこなった。

③ ヒアリング調査

アンケートに回答した運営事業者のうち、2団体に対してヒアリングを行った。

(2) 福祉事務所を対象とした調査【別冊報告書第3章】

① アンケート調査

厚生労働省から各都道府県を通じて、福祉事務所設置自治体906か所(都道府県、特別区、市・町・村)に対してアンケート調査を実施した。対象となった福祉事務所は1,250か所である。535件の回答を得たが、5件については不十分な回答となっていた

め集計から除外し、530件の回答を集計した。自治体数でいうと410自治体からの回答を得た。

②ヒアリング調査

アンケート調査に回答した535か所のうちから、3つの福祉事務所を抽出して、日住における個別支援計画策定への関与等についてヒアリング調査をおこなった。

(3) ABIT活用調査【別冊報告書第4章】

全国の日常生活支援住居施設のなかから2団体の協力を得て、入所者30名に対してABITを実施し、そこから把握された特性を個別支援計画に反映することを試行した。

調査の実施にあたっては、福祉分野の調査に実績をもつ有限会社CR-ASSISTに調査補助を委託した。

調査研究の過程

調査研究の過程については、別冊の報告書に記載している。

事業結果

日常生活支援住居施設（以下、日住）で提供される支援の質を担保することを目的として、3つの調査を実施した。各調査の結果をふまえ、運営委員会での議論をおこない、以下を結論付けるとともに課題として提起した。

(1) 日常生活支援住居施設を運営している事業者を対象とした調査【別冊報告書第2章】

○ 人員配置ごとの支援内容の「標準」を定めること

同じ「日住」という法的位置付けの施設であっても、人員配置（15:1を基本に、10:1、7.5:1、5:1と手厚くなっていく）によって、対応している利用者像と、提供されている支援内容が異なる。また、同じ人員配置でも、運営団体ごと、さらには施設ごとに提供されている支援内容が異なっている。支援内容の「標準」を定めることが必要であろう。

○ 研修等を通じて日住の制度や好事例を普及啓発すること

運営団体ごと、さらには施設ごとに、個別支援計画の様態はさまざまであった。異なること自体は問題ではないが、法令にのっとり最低限おさえるべきポイントを外すことのないよう、学ぶ機会が必要である。

○ 支援内容に応じた委託事務費を支弁すること

人員配置5:1や7.5:1の日住において実施されている支援内容は、制度設計当初に国が想定していた日住の機能や役割を超えている。また、日住は対象者の属性による受け入れ制限が比較的少ないという特長から、様々な理由で他に行き場がない人の受け皿となっている結果、国の想定よりも支援の必要度が高い利用者も一定数いるのが実情である。これらが相まって、一部の日住では、制度上のサービスを使えない時間帯の利用者のケアを、日住の職員がおこなうという負担が生じている。制度設計当初の想定よりも手厚い支援を提供している日住に対しては、その支援内容に応じた委託事務費を別途加算することが必要であろう。

(2) 福祉事務所を対象とした調査【別冊報告書第3章】

○ 福祉事務所も日住の個別支援計画の策定に参画すること

日住の制度化とともに、福祉事務所の事務負担が増大した。そのこともあってか、福祉事

務所による日住の個別支援計画作成への関与は、いまだ限定的である。最低1年に1回程度、「（仮称）個別支援計画に関する調整会議」を実施することで、利用者本人の同意はもちろん前提としつつ、日住運営事業者側の見立てと併せて、福祉事務所の見立てや援助方針とすり合わせた個別支援計画にブラッシュアップし、支援を実行していく機会を作ることが望ましいのではないか。

○ アセスメント・モニタリングのスキルアップ及びツールの活用

福祉事務所は、日住の個別支援計画に「入所者に合わせた、抽象的でなく具体的な個別支援計画」「実行可能な支援計画と、その実行」という期待を寄せている。そのためにも利用者本人の特性を簡易的に把握するツールであるABIT（エービット、日常生活での支援を必要とする人の支援ニーズの評定システム・支援が必要な方のための判定アプリ）など、ツールを有効に活用できる環境の整備が望ましい。

○ 福祉事務所に向けた、日住への理解促進

管内や周辺自治体に日住が所在しない福祉事務所の場合、日住への関心は高くない。支援を必要としている人に支援が行き届くように、日住を居住支援の新たな社会資源として理解してもらうための、福祉事務所に向けた国の研修等を実施する必要があるのではないか。

○ 福祉事務所と日住運営団体の相互理解の促進

調査を通じて、福祉事務所の信用を得ていない日住があることも判明した。日住運営事業者側の資質向上や情報公開と同時に、福祉事務所と日住運営事業者の相互理解を深める研修やイベント等の機会を国が積極的に創出する取り組みも必要なのではないか。

（3）ABIT活用調査【別冊報告書第4章】

○ 個別支援計画の作成・見直しにおけるABIT結果の活用

生活支援提供責任者が入所者本人と一緒に作成した個別支援計画に、ABITの結果データを付けあわせることで、本人の特性をより支援者が理解することができる。生活支援提供責任者はABIT結果の活用方法を学ぶとともに、個別支援計画を充実させ、入所者本人の良き理解者かつ伴走者となり、支援していくことが望ましいのではないか。

事業実施機関

一般社団法人 居住支援全国ネットワーク
〒890-0056 鹿児島市下荒田四丁目34番11号コスモハイツ1階
電話番号 099-296-1253